

○西之表市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱

平成29年 7月 5日

告示第104号

(趣旨)

第1条 この要綱は、西之表市空き家バンク事業実施要綱（平成28年西之表市告示第64号の2）に定める空き家バンク事業への物件登録、市内への移住・定住及び空き家の利活用を促進するため、空き家におけるリフォーム工事又は残存する家財の処分の費用に対し、予算の範囲内において空き家バンクリフォーム補助金を交付することについて、西之表市補助金等交付規則（平成14年西之表市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に居住していない住宅又は近日中に居住しなくなる予定の住宅で、住居として利用可能な市内に存する一戸建て個人住宅（併用住宅は除く。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権を有する者又は所有する者の2親等以内の者で物件の管理等の権利を有し、当該空き家の賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) リフォーム工事 空き家バンクに登録された空き家における、安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、増築等に係る工事をいう。
- (4) 家財処分 空き家において使用されず残置された状態の電化製品、家具、食器その他の家財道具を撤去及び処分することをいう。
- (5) 市内施工業者 市内に本社、支社、支店又は営業所等を有する法人及び市内で事業を営む個人事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、空き家の所有者等で次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家バンク事業へ5年以上物件登録の意思のある物件登録者又は登録申込者
- (2) 市税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。ただし、事業を実施しようとする所有者等が居住を予定している空き家を除く。

(1) リフォーム工事 市内施工業者による居住部分に係るリフォーム工事で、次に掲げる要件に該当する工事に要する経費

ア 経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）の総額が30万円以上であること。

イ その他法令等の規定に基づき交付を受ける住宅改修に係る補助金等の対象経費として含まれていないこと。

ウ 補助金の申請年度内にリフォーム工事の完了が見込まれること。

(2) 家財処分 居住部分に係る家財処分で、次に掲げる要件に該当するものに要する費用。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理に要する料金を除く。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている業者が実施するものであること。

イ 経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）の総額が3万円以上であること。

ウ 補助金の申請年度内に家財処分の完了が見込まれること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) リフォーム工事 費用の3分の2に相当する額又は150万円のうちいずれか少ない額

(2) 家財処分 費用の2分の1に相当する額又は10万円のうちいずれか少ない額

2 補助金は、同一住宅に対し、1回に限り交付するものとする。

3 市長は、交付対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西之表市空き家バンクリフォーム補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の各

号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) リフォーム工事 次に掲げる書類

- ア 工事に係る費用の見積書の写し
- イ 工事を行う住宅の外観及び施工予定箇所の写真
- ウ 対象となる住宅の位置図
- エ 誓約書（別記第2号様式）
- オ 市税等の完納証明書
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 家財処分 次に掲げる書類

- ア 家財処分に係る費用の見積書の写し
- イ 家財処分を要する居住部分の室内の写真
- ウ 対象となる住宅の位置図
- エ 誓約書（別記第2号様式）
- オ 市税等の完納証明書
- カ その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、相当と認めるときは、西之表市空き家バンクリフォーム補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、リフォーム工事又は家財処分（以下「工事等」という。）が完了したときは、事業完了日から起算して30日以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、西之表市空き家バンクリフォーム補助金実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事等に係る費用の領収書の写し
- (2) 工事等を行った箇所の完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、西之表市空き家バンクリフォーム補助金交付確定通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知するものと

する。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、請求書(規則別記第11号様式)に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書が提出されたときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 所有者等が、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に空き家を取り壊したとき、又は5年以内に空き家バンク事業への物件登録を取りやめたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第43号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

西之表市空き家バンクリフォーム補助金交付申請書

年 月 日

西之表市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

年度において、下記事業を実施したいので、西之表市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の名称

西之表市空き家バンクリフォーム補助金（リフォーム工事・家財処分）

2 空き家バンク物件登録番号

第 号（又は所在地 ）

3 添付書類

- (1) リフォーム工事又は家財処分に係る費用の見積書の写し
- (2) リフォーム工事を行う住宅の外観及び工事の施工予定箇所の写真又は家財処分に係る実施予定箇所の写真
- (3) 対象となる住宅の位置図
- (4) 誓約書
- (5) 市税等の完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

誓約書

- 1 西之表市空き家バンク事業へ空き家物件の登録を5年間行うことを約束します。ただし、第11条に該当することとなったときは、当該返還請求に従い、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を返還します。
- 2 補助金の交付に関して、申請者及び世帯員の申請後5年間の転出入等の異動等について調査することに同意します。
- 3 補助金の交付に関して、申請者及び世帯員の市税等の納付状況調査について、貴職が職権で行うことに同意します。

年 月 日

申請者
住所
氏名
電話番号

西之表市長 様

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

西之表市長

印

西之表市空き家バンクリフォーム補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、西之表市空き家バンクリフォーム補助金交付申請については、下記のとおり交付決定しましたので、西之表市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

円

2 その他条件等

- (1) この補助金は、この事業以外の事業に使用してはならない。
- (2) 前号に違反したときは、補助金の全部又は一部を取り消す。
- (3) 事業が終了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

西之表市長 様

住所

氏名

西之表市空き家バンクリフォーム補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった標記のことについて、事業が終了したので西之表市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の名称 西之表市空き家バンクリフォーム補助金
- 2 補助金の額 金 円
- 3 工事等の施工場所
- 4 着手年月日 年 月 日
- 5 完了年月日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 工事等に係る費用の領収書の写し
 - (2) 工事等を行った箇所の完了後の写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類

第 5 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

西之表市長

印

西之表市空き家バンクリフォーム補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定した補助金の交付について、下記
のとおり確定したので、西之表市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱第 9 条
の規定により通知します。

記

1 空き家バンク登録番号又は所在地

登録番号 第 号

所在地

2 交付確定額

円